

《資料》

ザクセン「九月騒乱」期の同時代パン
フレットにおける農業・土地問題(完)

松尾展成

12. Carl Friedrich Barth, *Welche Folgen werden die Ablösung der Dienste und die Gemeinheitstheilungen wahrscheinlich nach sich ziehen?* Meissen, bei C. E. Klinkicht und Sohn 1833.⁽¹⁾

著者はパウツェン近郊の騎士領 Kleinchen の領主である。⁽²⁾ 全国償却委員会によって経済委員 (Oekonomie-Commissarius) に任命され (S. 7), その全国委員会に本書を捧げた。(S. 2.)

『賦役の償却と共同地分割』は今日非常に『一般的な関心を呼びおこして』いる。『土地所有者 (Gutsbesitzer) と農村住民 (Landmann) のみならず, 都市住民, 資本家なども』『それに賛成したり, 反対したりしている。』一方では, 『一般的な国家破産』, 『少なくとも』騎士領所有者階級の全き破滅が予見され, 他方では, 『この償却法は騎士領にとってさえ, ……結果においては全く有益である』と期待されている。⁽³⁾ (S. 5.) 経済委員に任命された『私にとっては, 意図された償却・共同地分割の利益と不利益を正確に考量して, 前者を助成し, 後者を……防止することが重要』である。(S. 7.)

償却法の『関係者は, とくに土地所有者と奉公人階級 (dienende Classe), 最後に国家である。』そのそれぞれについて述べよう。(S. 7.)

『土地所有者は二階級, すなわち, 賦役・地役権を従来要求すべく持っていた階級, および, それを給付し, それに耐えてきた階級, に分かれる。』(S. 7.)

『第一の階級, 権利者, 騎士領は最も多く失うように見える。』『彼らは, その経営の遂行に欠きえないものすべてが賦役などの償却とともに彼らから奪い取られると信じている

かぎり、それに必然的に反対しなければならず、強制されてのみそれに同意するであろう。我々は、彼らが何も失わないばかりでなく、利益さえ得ることを論証しうるならば、関係者の中で非常に影響力のある一階級をこの問題について獲得し、業務を容易にすることになるであろう。』(S. 7—8.)

償却の利益から始めよう。『これで意図されている主要目的』は『我々の保有地の自由な利用』であり、『償却によってはじめて我々は我々の保有地の現実の所有者になる。』『畜賦役と手賦役を給付すべき農耕地所有者は、それ以上の論証なしにこれを是認するであろう。彼らが……〔自分の〕牛・馬と……奉公人を大部分は他人〔領主〕のために持っていることより厄介なことはありえないからである。』(S. 8—9.) また、農繁期には賦役農民は賦役の『几帳面な給付』を強制されて、自分の農作業をはたせない場合があった。そこで、これほど『憎まれ』た賦役の償却は『善行』である。(S. 10—12.)

この利益は騎士領所有者にはあまり明白でないかもしれない。『彼らから賦役を奪うことがまず最初に狙われているのでは決してない。それは償却されるべきである。すなわち、賦役は相応の補償と引換えに将来廃止されるべきである。償却金でもって彼は今や、これらの作業をはたすべき自分の馬車・連畜(Geschirr)を買い、自分の奉公人を持ち、あるいは雇人(Lohnleute)を雇うことができる……。そして、この償却金が、現在彼の意のままになるだけの馬車・連畜をそれで買えるほど実際には多額でないとしても、自分の牛・馬はヨリ少数であっても、ヨリ多く〔の作業〕をはたすであろうし、ヨリ少数の、だが、ヨリ多く支払われる雇人は2倍のことをなすであろう。』『賦役農民(Hofebauer)にとって問題なのは、いかにしてそれ〔耕圃〕を最も良く耕作するか、ではなく、いかにして最も楽に仕事をするができるか、であった』からである。(S. 13.) とりわけ不利益は、領主の『経営において革新が採用されるべき時に』明瞭となっていた。賦役農民は領主に対して『非常に大きい不信』を抱いているために、一般に新しい作業(例えば刈後地への豌豆、ヴェッチの播種)を拒否した。しかし、償却によって『我々はこの不都合から一挙に解放される。』『この利益は非常に大きいので、これだけでも、我々騎士領所有者が賦役の償却と我々の特権の削減によって受ける小さな損失を償うのに十分であろう。』(S. 15—16.)

それより『はるかに重要と私に思われるのは、抵当負債の減少による信用の増大である。多くの人は反対に、……すでに低下している騎士領の価値が賦役の廃止とともにまっ

たく低落するであろう……との意見である。』騎士領は従来、賦役と特権を『多く持てば持つだけ高く評価』されてきた。『これらが償却されて地代あるいは一時金に転化されると、この金は、騎士領所有者がその農場用具 (Inventarium) の増大のためにそれを必要としないかぎり、法律上、抵当債権者への支払に用いられる。そして、これらの賦役の価値はしばしば農場価値の大部分を占めるので、賦役の支払〔償却〕によってしばしば抵当債権者の最大部分が返済されうるのである。』(S. 16—17.) そして、負債がないという、この外見は『強力に作用』し、騎士領所有者は『たやすく金と信用を見出す』であろう。(S. 20.)

『義務者 (Belastete) には正に逆があてはまる。彼らは、権利ある騎士領がそれから解放されたすべての負債を引き受けるであろう。』以前からの負債、『高い公課』が加われれば、『破産につぐ破産、強制競売につぐ強制競売』が結果するであろう。『地代銀行は、ここでは最大の禍を生み出すであろう。なぜなら、これは最も厳格な制度によってのみ存続しうるが、この厳格さは多くの農業者 (Wirth) に生命を失わせるであろうからである。』『義務者が裕福で……一時金を即座に支払うことができれば、疑いなくこの償却は最大の恩恵である』のだが、『大抵の者は地代〔による償却〕で満足せねばならない。』しかも、多くの者は、『地代銀行が……差し引く%〔%〕を自分に取っておく』ために、地代銀行を利用しないであろう。(S. 21—22.)

他方では、『賦役の償却はいくつかの不利益をも必然的に伴う。』とくに、『以前には行なわれた多くの改良が今や中止される』であろう。『所領が貸し出される場合には』なおさらそうである。しかし、前述のように所領の信用が高まれば、『少なくとも有用な企画は阻げられないであろう。』大経営では『非常に大きな変化』が生じ、多くの所領で改良穀草式農法 (Koppelwirtschaft) が採用され、製作はやや縮小するが、『全体としては』経営が改善されるであろう。(S. 26—28.)

『一層重要な』ことは、賦役の廃止によって生じる『労働者の不足』と『日給の高騰』である。『自ら農耕を営む農村住民だけ』が住む所ではそうなる。工業村落 (Fabrikort) では人々は『つらい収穫労働を高い賃金で引き受けるよりむしろ、織機のうしろで小さな収益に満足する』のが常である。『そのために多くの騎士領所有者はその耕圃の大部分を分離して、新しい保有地 (Nahrungen) を作り、あるいは、その土地の一部を……園地農 (Gärtner) と小屋住農に譲渡し、公課の一部をそれに課し、そして、自らの奉公人で経営

しうる〔だけの〕所有地の一小部分のみを自分自身には残すことを……企ててきた。』この計画は『国家にとってばかりでなく、騎士領所有者自身にとっても』非常に良い。『国家にとっては、国家がそれによって、最上の大経営よりは常に良く管理され、一層多くを生産する多数の小経営を獲得するからである。』騎士領所有者にとっては『すべての債務と公課の最大部分とから完全に解放されるより有利な』ことは、他にないからである。(S. 29—31.)

つぎに、奉公人に対しては『賦役の償却は一部は有利に、一部は不利に作用する』であろう。まず、不利な点。『無数の奉公人男女が、賦役 (Hofedienste) をはたすべき農民によって、この賦役を〔代理で〕はたすために今まで雇われ』ねばならなかった。農民に雇われる奉公人は賦役の償却によって半減し、『これによって一挙に生じる〔奉公人の〕過剰は、現在の高すぎる奉公人賃金を引き下げる』であろう。(S. 32—33.)

賦役償却が『奉公人階級にとってさえ有利な』ことは、『彼らが……雇主……に一層従順になることを強制される』点である。『悪しき奉公人についての訴え』が『今日ほど一般的で、今日ほどたぶん正当でもある』時はない。『あらゆる生産物が非常に安価』になったのに対して、『賃金はおお上昇』し、奉公人は『雇主に反抗』する。しかし、この事情も償却によって旧に復するであろう。これは国家にとっても有利である。雇主の作成すべき『奉公人の態度についての証明書』に関する『政府の非常に賢明な規定』(例えばオーバーラウジツに関する1825年9月26日の一般指令)は順守されなかったからである。(S. 34—37.)

最後に、賦役の償却と共同地分割が国家に及ぼす影響について。まず、『良い結果を要約』すれば、『国家はそれによってヨリ良い、またヨリ幸福な市民をもつ』であろう。なぜなら、既述のように、権利者・義務者・奉公人階級という『国家の全階級がその有益な結果をすぐに感じるであろうからである。』『我々は、フランスが〔1789年の〕あの永遠に記憶すべき夜に経験した8月4日を祝わない』としても、『分別あるドイツ人は、フランスが夥しい血で購ったものをゆっくりと、だが、ヨリ確実に達成するであろう。』(S. 40—42.)

しかし、『賦役と地役権の償却について多くの人がまったく誤った観念を持っている』ことも、もちろん否定できない。すなわち、以前にはたすべきであったすべての義務から今や一挙に解放されるかのような、誤った妄想にとらわれている者が少しいる。』『彼らは、

強制奉公 (Zwangsdienst) の軛から償却されて、今や一挙に全財産の妨げられない所有の状態に置かれると信じている。彼らは、彼らの保有するものが、一定の賦役を得るために彼らにそれを委ねた他人の所有であることを考えない』し、また、この領主が彼らに住居、最初の種子、家畜、馬車・連畜を与えたことも考えない。この妄想から『さまざまの不満が発生する』であろう。『彼らがかつて給付した無価値の賦役の代りに今や現金が要求されることによって、はるかに不幸になる』とか、『租税と公課の支払のために必要な僅かの金額を現状で調達することは困難である』との不満である。さらに、『義務者は……償却が本来開始されるべき新年早々から、その賦役をはたすことを拒むかもしれない』と、すでに『諸所方々で噂されて』いる。(S. 43—45.) これは『償却法の最も不利な結果の一つに数えられねばならない』が、『我々の賢明な政府』は十分の予防措置を講じるにちがいない。(S. 46—47.)

(註)

- (1) Bemmann, a. a. O., I/2, S. 32; Solta, a. a. O., S. 224; Gross, *Sachsen*, S. 111.
- (2) 著者には下記の著作がある。(i) *Wie wird Sachsen bei Einführung seine neuen Grundsteuersystems verfahren?* Leipzig 1841. (ii) *Wie die Goldenthaler Bauern reich wurden*, Grimma/Leipzig 1851. (iii) *Wie die Goldenthaler Bauern zu tüchtigen Landwirthen wurden!* Grimma/Leipzig o. J. ザクセン図書館の回答による。
- (3) Vgl. Gross, *Sachsen*, S. 111.

13. H[einrich Graf] v[on] Einsiedel, *Blicke in das Geschäftsgebiet der Ablösung von Reallasten, als Anleitung zur Selbstinstruction der hierbei theiligten Special-Commission; nebst einem Anhang über das Zerschlagungsrecht*, Leipzig, in der A. Fest'schen Verlagsbuchhandlung 1833.⁽¹⁾

著者 (1768—1842) は宮廷・法律顧問官で、「九月騒乱」までの宰相の従兄弟である。⁽²⁾

償却に関してはさまざまな見解が表明されている。(1)ある人は、現行方式による対物的諸負担 (Reallasten) の廃除が『農耕の衰退』、したがって『貧窮化』をもたらす、と考え、(2)他の人はあの諸負担を『不可侵の権利として弁護』する。さらに、(3)『国家が権利者への補償を引き受け』ねばならず、その経費は『臨時税によって調達される』べきである、との意見もあれば、(4)『この崇高な目的を達成するために〔権利者に〕大きな愛国的犠牲を要求』する主張もある。(S. 6—7.)

(1)の問題は、畜賦役農民が、賦役償却によって生じる自由時間でもって、『合目的な改良と耕作を行ない、……合目的な経営方式 (Wirtschaftssystem) を導入』すれば、解決する。手賦役農民についても『かつての権利者が自由な労働者〔として彼ら〕を利用する』であろう。農業 (Agriculture) が向上すればするほど、人手も多く必要となるからである。(S. 10—11.)

(2)について。たしかに『対物的諸負担は権利者の正当に獲得された権利と見なされるべきである』けれども、そのことは、それが不可侵であるとの見解を、したがって、権利者の利益のみの顧慮への要求を、支持するものではない。国家は『公共の福祉に役立つもの』を法律によって規定しうるのである。(S. 12—13.)

(3)の意見は、『国民の一部のみに利益を与えるために、全国民に迷惑をかける』ので、妥当ではない。また、(4)の主張を『生活の心配』のために実行できない領主も多い。償却は、対物的諸負担を『正当な補償によって廃止』するという原則にしたがって実施されねばならない。(S. 16—17.)

(註)

(1) Bemann, a. a. O., I/2, S. 32; H. Schlechte, a. a. O., S. 155f.

(2) H. Schlechte, a. a. O., S. 563, 568.

14. [Dr. Karl Fürchtegott Meissner,] *Ideen für die Errichtung einer Sparkasse zur Beförderung der Ablösung bäuerlichen Lasten im Königreich Sachsen*, Dresden und Leipzig, Arnoldische Buchhandlung 1834.⁽¹⁾

博士マイスナー（?—1858）はグルーナーなどとともに平民出身の改革派官僚であり、1832年償却法の作成に関与した。1818年に等族議会在が、騎士領の放牧権が農民によって侵害される、また、賦役に関しても権利が不確定である、と政府に訴えたため、1820年に枢密官房より「放牧問題・賦役問題における一般的法原則の法律的確定のための委員会」が設置された。1826年の解散まで答申の一本化に成功しなかったこの委員会において、宮廷・法律顧問官マイスナーは親農民的な多数派に属していた。1830年春に召集される邦議会との関連で1829年9月に枢密会議は賦役・放牧権償却の審議を提案し、同年11月に枢密官房によって「償却立法委員会」が新設された。その委員に任命された控訴院顧問官（Appellationsrat）マイスナーは賦役償却問題を担当し、農民からの土地切り取りあるいは農民による地代一時金一括支払を原則とする償却方式に反対した。地代銀行設立計画具体化前の同委員会では、地代一時金を農民に貸し付ける信用組合の創設が考慮された、と言われる。1830年9月に発足した新政府の代表も参加して委員会は償却・共同地分割法原案を作成し、31年8月に解散した。⁽²⁾このマイスナーが本書の著者であり、⁽³⁾序言は34年5月に書かれている。

『政府が償却・共同地分割ならびに地代銀行設立に関する1832年3月17日の〔二〕法律の公布に際して……表明した有難い意図は、生の賦役（Naturalfrohnen）およびその他の給付の固定的貨幣地代への転化によってよりもむしろ、地代一時金の皆済による後者の全き償却によって完全に、そして持久的に達成されうる。生の諸給付（Naturalleistungen）の代りに引き受けられるべき貨幣地代が存在するかぎり、農民保有地の保有者は、不可避免的な公的諸給付の分担とならんで……稀でなく非常に圧迫的な私的諸負担と格闘することを止めることができないばかりではない。かかる保有者の状態は明白に、貨幣地代の引受けによって生の賦役および放牧権（Huthungsservituten）の場合におけるより稀でなく由々しくなる、いや、彼らの全存在が危うくされるであろう。』（S. 5.）

『賦役と放牧権に代る貨幣地代を調達しうるかかどうかは、過半数をなす小さな保有地の保有者、なかでもとくに、貧しい園地農と小屋住農にあっては、課された地代額を自由な労働によって、または、放牧権から解放された土地の利用法の変更によって調達しうるかかどうか、による。これは……関係農村住民の善意と勤勉には必ずしも依存しない。とりわけ戦時に、または、その他の全般的あるいは地域的災難の際に実際に〔地代調達が〕

できない場合には、かつての賦役義務者の状態は生の諸給付の場合におけるより間違いなく困難となる。後者は、義務者の意志によらない諸事情に依存することなく、——かかる事情が生じた場合、例えば病気の場合、給付への法的義務自身も消滅したから——結局は常に可能にされうるし、義務者が、悪意の挙動によってそうしたのではないかぎり、家族とともに家屋敷から追放されることはありえない。しかし、一度確定されたら償却法第63条により非常に限定された程度でしか回避しえない貨幣地代にあっては、それが権利者に直接支払われるべきものであるにせよ、地代銀行に委託されたものであるにせよ、事情が異なってくる。』(S. 5—6.)

『前の場合には、償却法第40・41条により権利者は、義務者が災難によって滞納したのか、自らの責任によってそうしたのかの区別なく、各期の満期地代 (Rentetermin) をその満期日の直後に強制執行により徴収する、したがって、保有地さえ競売する、権限を持つのみならず、権利者は、地代義務者が年地代額を4週間以上滞納した場合には常に、そして、権利者がこの4週間の直後の24時間内にその全債務を支払うとしても、地代一時金全体の解約告知の権利をも持つ。これは撤回不可能である。これに対して、義務者の貨幣地代が地代銀行に委託されている場合には、……地代銀行法第11条および1833年12月30日の一般指令⁽⁴⁾第9条により……国家に支払うべき租税についてと同様に、強制執行がその全効果をもって彼を威す。労働への意欲はあるが、自分の責任によってではなく収入の不足から滞納した地代義務者の状態は、地代銀行が彼の生の賦役 (Dienste in Natur) を利用できないだけに、ますます由々しくなる。』(S. 6—7.)

以上から、『諸負担の完全な償却のための必要な経過点としての、貨幣地代による生の諸給付の、意図されている償却から希望されるべき利益を誤認』してはならない。しかし、『それは、現金による貨幣地代の償却の支援と容易化によってあの由々しい移行期をできるかぎり速やかに経過させることが非常に緊急であることを、ますます強く確信させるであろう。』(S. 7—8.)

『上述のことからすでに、賦役義務者の私的利害と同様に国家全体の利害も、地代一時金による現実の償却のできるかぎりの加速化に際して間接に関与するものとして現われるが、この利害は、設立される地代銀行とそこに委託されるべき貨幣地代に関してはとくに直接的なものとして現われる。』(S. 8.)

『委託される地代に関して……地代銀行法第11条でこの銀行に与えられた、地租と同一

の権利は、実際の収入不足が地代に関して滞納と……徴収不能とを惹起した場合、利子と資本さえもの著しい損失に対して地代銀行を保護できないであろう。同法第21条によれば地代銀行の經理は〔国家の〕他のすべての金庫の經理と切り離して行なわれるべきであるからますます、あらゆる滞納が短期間についてのみ生じたとしても、不利益を生じさせねばならない。地代証券の利子は全額が地代銀行によって中断なく支払われるべきであり、したがって、必要な金額が地代の欠損の場合には利子付きで借用されるか、または……一時金支払に定められている、あるいは少なくとも償還基金(Tilgungsfond)のために貸し付けられうる金額が、かかる利子のために用いられねばならないと想定される。貨幣地代のできるかぎり速やかな除去があらゆる方法で配慮されない場合に、小さな保有地の保有者についてしばしば起こるように、数年の滞納と破産によるその喪失および完全な徴収不能が生じるとすれば、(他の諸負担のほかに不均合な貨幣地代も付いている小さな保有地をだれも引き受けようとはしないであろうから)地代銀行にとつての損失、したがって、同法第2条により保証を与えている国家の著しい損失はますます確からしくなる。同法第17条で問題にされている、地代銀行に帰属する%%の利子が、ここで問題にされた点で、ますます増大すると想定される地代銀行の損失を……必要な運営費 (Regiekosten) とともに支弁するのに長期にわたって十分であるとは、確かな根拠をもって疑われるべきである。』(S. 8—9.)

『政府によつても、貨幣地代の完全な償却……は償却立法において最終目標として注目され、また、この現金による償却の容易化のために多くのことが処理されてきている。』『すなわち、償却法第37・38条により地代銀行に委託されうる……地代に関しては、地代銀行法第8・10条と……あの一般指令第16条とに、地代義務者にとつてまったく感謝すべき、そして、最終的償却を非常に容易にする処置が含まれている。つまり、各地代義務者は前以て届け出て半年後に、12ターラー—12グロッシュェンで整除される……現金支払によつて、あるいは、地代証券の引渡しによつて彼の地代一時金の全部あるいは一部を支払い、それによつて彼の地代を皆済あるいは軽減しうるのである。』『したがって、地代銀行に委託される償却一時金についての少額の分割払いに関して実際すでにできるかぎりのことがなされており、なお望まれるのは、それ自体としては小額だが、貧しい農村住民、とくに、小さな保有地の保有者にとってはしばしば重大な、この一時金の調達をなお一層容易にし、分割払いの実施を加速化することだけであろう。』(S. 10—11.)

『地代銀行に委託されず、権利者に直接支払われるべき地代についても、償却法第42・43・44条により、一時金による償却に有利なように、次の規定がなされている。前以て特定の二期日に解約告知して半年後、かかる地代の全部あるいは一部は常に一時金支払により償却される、と。しかし、同法第44条では同時に、100ターラーまでの地代一時金においては、権利者は分割払いを受け取る義務が全然なく、また、それより多額の一時金においても、100ターラーの金額、あるいは、それ以上は、50ターラーで整除される金額についてのみ受け取る義務があると確定されているので、この法的処置によって、自分の責任によってではなく——償却法第37条により選択〔権〕は権利者のみに委ねられているから——地代銀行に委託されなかったような地代義務者にとっては、12ターラー12グロッシェンあるいはそれ以上の額の一時金が問題になるやいなや、一時金による償却が、かかる委託の行なわれた義務者にとってより非常に困難になることは否めない。』(S. 11.)

『12ターラー12グロッシェン以下の額の一時金については、地代一時金の解約告知に関するすべての地代義務者の事情は同一である。償却法第38条第1項により12ターラー12グロッシェン以下の一時金およびそれより多額の地代一時金のうちの12ターラー12グロッシェンに達しない残額は地代銀行に委託されえないからである。12ターラー12グロッシェン以上の額については、分割払いの解約告知および支払に関する地代義務者の法的状況の差違は、地代一時金が大きくなればなるほど著しくなる。地代銀行に委託された地代義務者は、既述のとおりその地代一時金を、……それが12ターラー12グロッシェン以下であっても任意に、分割払いによって次第に償却し、このようにして小さな俸約によって彼の状態を言わば日々に改善しうるのに対して、地代銀行に委託されなかった義務者は、100ターラー以下の額の一時金について地代一時金の分割払いをまったく許されず、そのために、一時金全額を一挙に支払うことができない間は、自らの状態の改善を一時金支払によっては全然成就しえないのである。』(S. 12.)

『ここで問題になる法的処置が——とくに少額の分割払いの許可の際に権利者にとって配慮されるべき損害に関して——それから生じたところの根拠の重大さを否認するつもりはないが、上述の事実および、地代銀行に委託されない地代義務者に生じる非常に大きな不利益は否めない。既述のように、地代銀行に委託される一時金に関しては、速やかな償却のために関係者への便宜がなお望まれるが、……地代銀行に委託されない地代義務者にも、委託された義務者と少なくとも同一の慈善を与えることはますます切望されることで

あり、償却法の意図にも最高の公正にもふさわしいにちがいない。』(S. 12—13.)

そこで、『農民の、あるいはそれと同列に置かれる都市の、保有地と土地から、償却された賦役・放牧権に関して支払われるべき地代の償却のみを目的として無料で活動する』貯蓄銀行を、『一時金による償却の加速化』のために設立するよう著者は提唱している。(S. 13.) しかし、その細目についての紹介は省略する。

(註)

(1) *Katalog*, S. 329; Bemmann, a. a. O., I/2, S. 32, 250.

(2) Gross, "Oberlausitz", S. 7—10; Gross, *Sachsen*, S. 70—73, 81—88, 92—94, 97, 133f., 172—177, 194—214. Vgl. *Die Landrentenbank*, S. 19f.; Wuttke, a. a. O., S. 198—204; Teuthorn, a. a. O., S. 37—40.

(3) ザクセン図書館の回答による。

(4) 『地代銀行に関する内務・大蔵両省の一般指令』。(Gesetzsammlung von 1834, S. 1—27.)

15. Friedrich Christian Franz, *Topographisch-statistische Beiträge zur Kenntniss der Lehdenverhältnisse, besonders aber zur richtigen Beurtheilung der Ablösung, Zerschlagung und Zusammenlegung der Grundstücke im Königreiche Sachsen*, Dresden, Ch. F. Grimmsche Buchhandlung 1834.⁽¹⁾

序文は34年8月に書かれている。著者(1766—1847)は宮廷顧問官(Hofrath)で、ザクセン王国経済協会⁽²⁾(Die Öconomische Gesellschaft des Königreichs Sachsen zu Dresden)書記。農林業に関して多くの著作がある。⁽³⁾

ザクセンでは、『全身分の基礎・支柱』(S. 3)たる『農業が国民の苦しい努力により、……また、牧羊場の……改良によりすべての近隣諸国に対して最も成功的な進歩を遂げ、⁽⁴⁾馬鈴薯⁽⁵⁾とクローヴァの栽培が急速に根付いて』きた。(S. 9.) そのためにザクセンでは一般に土地はよく利用されている。しかしながら、土地利用の『根本的改善を必要』とす

る場合もある。(S. 25.) ドイツでは農民はなお『その耕地と採草地を任意かつ随意に、あるいは排他的に利用』⁽⁶⁾することができないからである。(S. 29.)

『すべての側面から見て、騎士領の放牧権 (Hutgerechtigkeiten) は、なお非常に多くの国々がそれに呻吟している休閑地を存続させる主要な害悪であり、それは土地の有利な利用と囲込み (Einhegung) にとくに対立する。』『所有〔地〕の完全な自由とそれの自由な処理が耕種に関して農村住民に与えられねばならず、その点で一切の束縛は廃止されねばならない。土地所有を圧迫する諸負担から解放されて〔はじめて〕農村住民は、農場〔領主〕の羊をそこに許すためにその耕圃を休閑させることを強要されることなく、望むように作付順序を調整することができる。』『自由な土地所有に対立する一切のものを除去することは……文明化された国制の第一条件である。⁽⁷⁾』そのために、賦役義務者が『国庫その他のすべての官庁に正当な償却金額によって補償する』べき『償却法も公布』されてきた。⁽⁸⁾ (S. 29—30.)

『それにさらに付け加わるのが、土地を……分割することも、しかるべく耕作することもできず、……それを自由に処理してはならない、という義務・強制からの解放である。』このためにザクセン政府は土地団地化法 (1834年6月14日付)⁽⁹⁾を公布した。そこでは次のように述べられている。『離れ離れの農地の相互的交換と、それによって可能にされるべき地所の一層の一円化 (Abrundung) も一部はそれ自身で、一部は、さもなければしばしば実行不可能である償却・共同地分割と結び付いて、農耕の助成のための正しい手段を提供する』と。(S. 30—31.) これによって農業における『新時代』が生み出されるであろう。(S. 33.)

『土地の分割 (Zerschlagung und Theilung)』について。ザクセン議会下院では『代議士 (Dr. Franz Ludwig) Runde⁽¹⁰⁾によって分割 (Dismenbration) 〔法〕案、すなわち、大農場の小農場への分割 (Zertheilung) を容易にし、助成するべき法律、の提出が提議』された。もちろん、『かかる法律によって人は国家を、小土地所有だけからなるという危険に曝す』べきではない。『経験の教えるところでは、2頭の牝牛で耕圃を耕作する土地所有者は凶作の年には自分のパン用穀物でさえ買わねばならず、……長い間には零落するであろう。』農業者が『耕種と……賃運搬だけで生活しようとする場合、家族と奉公人を維持しうするためには10—12マクデブルク・モルゲン……の優等地・中等地で十分であろう。』『ある営業……を同時に営む者は6—8マクデブルク・モルゲンで十分』である。

(S. 58—59.)

『それに対して、人は十分の確信をもって共同地の分割に賛成することができる。共同地はまったく等閑に付せられており、……農業とくに養畜 (Viehzeit) にとって有益であるより有害であるからである。もちろん、その分割……がなされる前にまず最初(11)に地役権、とくに羊放牧権 (Schaftrift) が調停されるべきである。一般に、他人の農用地 (Fluren) における地役権はもはや許されず、自分の土地で飼養しうる以上の家畜をだれも飼養してはならない。』(S. 64.)⁽¹²⁾

(註)

- (1) Bemmann, a. a. O., I/2, S. 247; H. Schlechte, a. a. O., S. 130; Solta, a. a. O., S. 224.
- (2) 当協会は、1764年に技術の向上を目的として設立されたライプツィヒ経済協会 (Leipziger Ökonomische Sozietät) から1817年に分離・独立した。その名称にもかかわらず地方的性格のもので、討議と出版物がその活動を特徴づける。((Theodor) Reuning, *Die Entwicklung der Sächsischen Landwirtschaft in den Jahren 1845—1854*, Dresden 1856, S. 52f.; H. Schlechte, a. a. O., S. 91f.; Gross, *Sachsen*, S. 45f.)
- (3) ADB, Bd. 7, S. 315f.; H. Schlechte, a. a. O., 130, 570. 彼の著作には、(i) *Versuch über die Rettungsmittel des in den voigtländischen Waldungen durch den Raupenfrass betroffenen Holzes*, 1798. (ii) *Practische Anweisung zur Vervollkommnung der Viehzucht*, 1824. (iii) *Physikalisch-ökonomische Vorschläge zur Cultur des Sand- und Sumpfbodens, wie auch zum Einhegen und zur zweckmässigsten Verwendung solcher Grundstücke*, 1836, などがある。
- (4) 『最新の統計的計算によれば……ザクセン王国の牛・羊の総数は異常に増大し、改良されており、とりわけ羊飼養は羊毛について格別に改良され、それによって数年間は普通でない高価格に達した。繁栄する牧草栽培 (Wiesenkultur) と確証された厩舎飼養 (Stallfütterung) ——それは自然のままの地所の昔よりしばしばの開墾と耕作を必要ならしめる——との下で飼養と肥育は品種の強力な成長をもたらしてきた……。』(S. 70.)

- (5) 『馬鈴薯はザクセンで一般的に、そして非常に成功的に栽培されており、……収穫が異常に多いために農村住民を零落させない。』『貧しい家族は週の始めから終りまでこれを食べ、パンを求めない。』(S. 60.)
- (6) 『厭うべき放牧権 (Servituten im Hutungswesen) 』のために『人は理性の法則に反して農場領主により、正当に獲得された自分の土地での一切の農耕と改良を棄てることを強制されて、騎士領の家畜——牛と羊——がそれを利用する以前には施肥、犁耕、播種、また、耕圃と採草地の耕作を許されない……。』『人が一切の道理に反して経営する……ことを強制されている場合には、実例、模範経営、経済協会、授賞、法律と規定が何の役に立つか！ 農場領主が指導と実例で模範的に先行する……代りに、すべてはしばしば旧いままである。しかしながら、救済の日が来た。かかる不都合は完全な償却以後止まねばならない。』(S. 10.)
- (7) 『イギリス人は農地に対する処置の自由を持ち、地役権によってもその他によっても法外に制限されないので、他の多くの国民に対してこれほど進歩できるのである。』(S. 33.)
- (8) 『賦役義務者の仕事の不良に関する訴えは長い間を通じて筆舌に尽せぬほどであり、彼ら以外になお多くの自由な雇人が雇われないならば……、すべては停滞し、借地人は没落する。賦役義務者はそれによって、賦役が彼らから無償で取り去られることを強要……する。なぜなら、彼らは償却については何も知らうとせず、完全な償却が遠ざかれば遠ざかるだけ、権限は不服従によって年々ますます失われるからである。義務者は1828年10月4日の訓令^{*}さえもはや順守していない。』これと『同一の抵抗を彼らは、彼らの土地に課される放牧権についても行なう。これはすべての義務の中で彼らに最も嫌われたものであるが、それ〔抵抗〕によって借地農場 (Pachtgüter) の羊飼養は次第に困難になっている。彼らは、放牧するための耕圃も採草地も残らないように農用地を耕作する（註。彼らは、領主、あるいは農場の羊をそこに許すよりむしろ、耕圃を鋤き返す。）からである。彼らにはこれは——1830年の——法律^{*}によって禁止されている。しかしながら、それは、権利者が目的を達しうるにはあまりにも大きな反対を受けている。このために、多く〔の領主〕にとってその牧羊場を縮小するより以外のことは残されていない。それ以外では羊飼養は不可能であるからである。』(S. 66.)

*1828年10月24日の訓令と1830年8月13日の訓令が混同されている。

(9) *Gesetzsammlung von 1834*, S. 141—151.

(10) Hainichen 近郊 Pappendorfの農民出身の博士。第1回立憲制議會(1833/34年)の下院農民代表の一人で、自由主義的少数派に属した。1835年からの地租改革の準備作業(全国的測量と土地評価)において指導的役割をはたした。(Göpner, a. a. O., S. 93f. ; S. Schmidt, a. a. O., S. 43f. ; G. Schmidt, a. a. O., S. 154.) なお、彼には次の著作がある。(i) *Die sächsische Landesabschätzung und deren Rechtfertigung*, Dresden 1833. (ii) *Auch ein Wort über Sachsens Anschluss an den preussischen Zollverband*, Freiberg 1833. (iii) *Ansichten, Wünsche und Anträge in Betreff einiger, den Sächsischen Kammern zur Berathung und Erklärung vorliegender finanzieller Massregeln, insoweit solche die Landwirtschaft betreffen*, Dresden 1850.

(11) 『養畜は……共同放牧地、……自然的放牧地、放牧地たる休閑地・刈後地だけを当てにしているところでは、まったく不十分にしか栄えることができない……。これは同時に農業の他の全部門の停滞をもたらすにちがいない。』(S. 25.)

(12) 土地の『自由な利用がもはや妨害されず、共同放牧と放牧権の償却(?)とが完全に除去され、牛群と羊群〔の飼養〕も自分の土地にもっぱら制限されるやいなや、農業者の義務はさしあたり、相応の飼料の貯蔵の下での畜群の厩舎飼養かあるいは栽培放牧地(künstliche Weiden)に避難』して、最も適切な『牧草と作物』を選択することである。(S. 32.)

本稿作成にあたって三好正喜氏と上原欣一氏の教示を得た。記して深謝したい。